千曲市子育てガイドブック広告掲載基準

（目的）

第１条　この基準は、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成 18 年千曲市告示第 72 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、千曲市子育てガイドブック（以下「子育てガイドブック」という。）に広告を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（募集方法）

第２条　市は、子育てガイドブックの発行について協働発行事業者と協定を締結し、協働発行事業者が広告主を募集するものとする。

（広告の規格等）

第３条　広告の規格及び掲載位置は、協働発行事業者が別途定めるものとする。ただし、全誌面に対する広告の割合は概ね 30%以下（面積比）とする。

（広告の掲載期間）

第４条　広告の掲載期間は、当該広告が掲載された子育てガイドブックの配布期間とする。

（広告の掲載料金）

第５条　広告の掲載料金は、協働発行事業者が別途定める額とする。

（協働発行事業者が行う広告掲載）

第６条　協働発行事業者は、要綱、千曲市公共物等有料広告掲載取扱要綱施行基準、千曲市子育てガイドブック広告掲載基準に従い、広告掲載を行うものとする。

（広告掲載の申込み等）

第７条　広告掲載を申し込む場合は、協働発行事業者と広告主とが、記事内容、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

（広告掲載の審査）

第８条　申し込みがあった広告主及び広告内容を要綱第６条の規定による広告掲載審査委員会で審査し、広告掲載の可否を決定する。

（その他）

第９条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、令和８年７月１日から施行する。